

第1号議案

広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の指定範囲の追加について

広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第3条第1項の規定により広島県重要文化財の指定をすること及び同条例第36条第1項の規定により広島県史跡の指定範囲を追加することについて、次のとおり提案します。

令和元年10月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 広島県重要文化財に指定する文化財

もくぞう あみだによらいおよびりょうきょうじりゅうぞう
木造阿弥陀如来及び両脇侍立像

つげたり かのんぼさつぞうないのうにゅうひん
附 観音菩薩像内納入品

あみだによらいんぶつ
阿弥陀如来印仏 十五枚

せいし ぼさつぞうないのうにゅうひん
勢至菩薩像内納入品

あみだによらいんぶつ ほうしそえ
阿弥陀如来印仏 包紙添 十一枚

こうあん
内一枚に弘安八年二月の記がある

あみだによらいぞうないのうにゅうひん ついのう
阿弥陀如来像内納入品（追納）

だいごこうはいきしんじょう ほうしそえ
一、台座光背寄進状 包紙添 一通

いはい
一、位牌 一柱

2 指定範囲を追加する広島県史跡の名称

まつもとこふん
松本古墳

3 根拠規定

広島県文化財保護条例第3条第1項及び第36条第1項

第3条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを広島県重要文化財に指定することができる。

第36条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物のうち県にとって重要なものを広島県史跡、広島県名勝又は広島県天然記念物に指定することができる。

広島県重要文化財として、木造阿弥陀如来及び両脇侍立像を指定するとともに、広島県史跡松本古墳の指定範囲を追加する。

1 広島県重要文化財の指定について

(種 別) 広島県重要文化財 (彫刻)

(名 称) 木造阿弥陀如来及び両脇侍立像

附 観音菩薩像内納入品

阿弥陀如来印仏 十五枚

勢至菩薩像内納入品

阿弥陀如来印仏 包紙添 十一枚

内一枚に弘安八年二月の記がある

阿弥陀如来像内納入品 (追納)

一、台座光背寄進状 包紙添 一通

一、位牌 一柱

(員 数) 3 軀

(時 代) 鎌倉時代 (弘安 8 年 [1285])

(所在の場所) 尾道市東久保町 8 番 40 号 西郷寺

(所 有 者) 宗教法人西郷寺

(内 容)

本三尊像は、^{じしゅう}時宗寺院・西郷寺の本堂本尊で、阿弥陀如来像を中尊として、前傾の^{かんのんぼさつ}観音菩薩像と^{せいしぼさつ}勢至菩薩像を脇侍とする、^{らいごうぎょう}来迎形の阿弥陀三尊像である。檜材。寄木造。阿弥陀如来像は、ふくよかな顔貌、^{くけい}矩形のがっしりした体軀に緩やかな^{えもんせん}衣文線が施され、立体的で端正な造形を持つ。両脇侍像は、^{もとどり}髻の高い細身の像容で、随所に細かな部材を組み合わせて破綻のない微妙な姿態が生み出され、絵画的な律動感がある。いずれも仏師の優れた造形感覚と高い技術を読み取ることができる。

平成 25・26 年の保存修理の際、両脇侍像の像内から印仏が発見され、その中に弘安 8 年 (1285) の年紀が確認された。納入品は造像当初のものと思われ、本三尊像は同年に制作されたと考えられるに至った。

以上より、本三尊像は、制作優秀であるとともに、年代の明らかな来迎

形阿弥陀三尊像の基準作に位置付けられるため、本県の彫刻史上特に重要な作品であると評価できる。

また、印仏を始めとする納入品も、本三尊像の由緒・伝来を示す重要な資料である。



木造阿弥陀如来及び両脇侍立像



像内納入品（印仏）

2 広島県史跡の指定範囲の追加について

(種 別) 広島県史跡

(名 称) まつもどこふん
松本古墳

(追加など変更する内容)

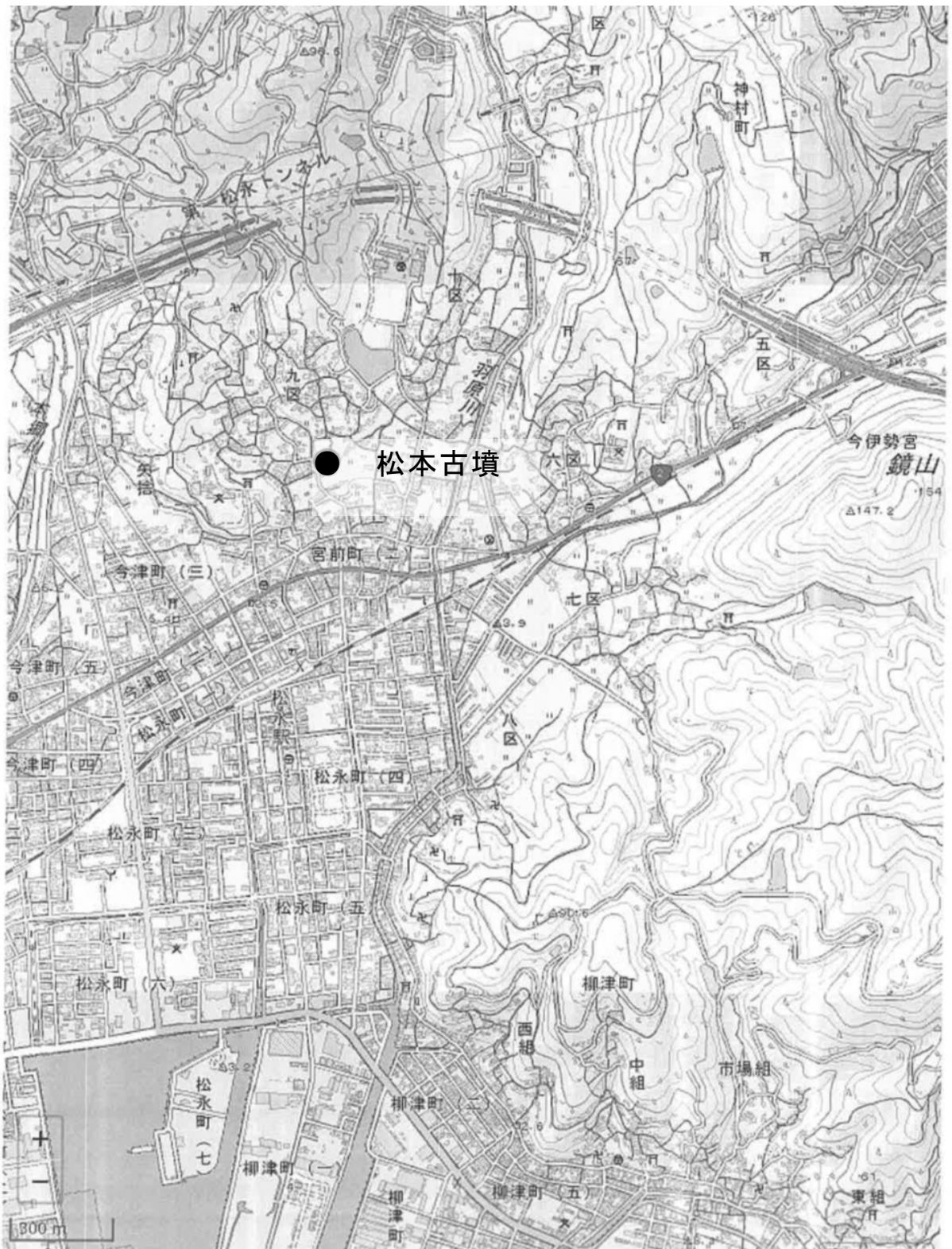
項 目	追加指定範囲	従来指定範囲
所 在 地	福山市神村町字城ノ元 681 番 1, 694 番 1, 695 番 (2, 594 m ²) ※追加指定後面積 3, 750 m ²	福山市神村町字城ノ元 696 番 3, 甲 696 番 1 (1, 156 m ²)
所 有 者	個人	福山市, 宗教法人

(理 由)

松本古墳は、松永湾を南に望む標高約 17 メートルの丘陵南端部に位置する 5 世紀（古墳時代中期）の古墳である。松永湾に臨む大型古墳の一つとして注目され、昭和 24 年 8 月 12 日付けで広島県史跡に指定された。

当初指定時には、耕作地化が進んでいなかった墳丘の高まり部分のみが指定されていたが、平成 26 年度から平成 30 年度に福山市教育委員会が行った発掘調査で、指定地の東から北に隣接する耕作地で、周溝等の古墳の構成要素が確認され、古墳の直径が円墳としては県内第 1 位となる約 65m であることが明らかになった。

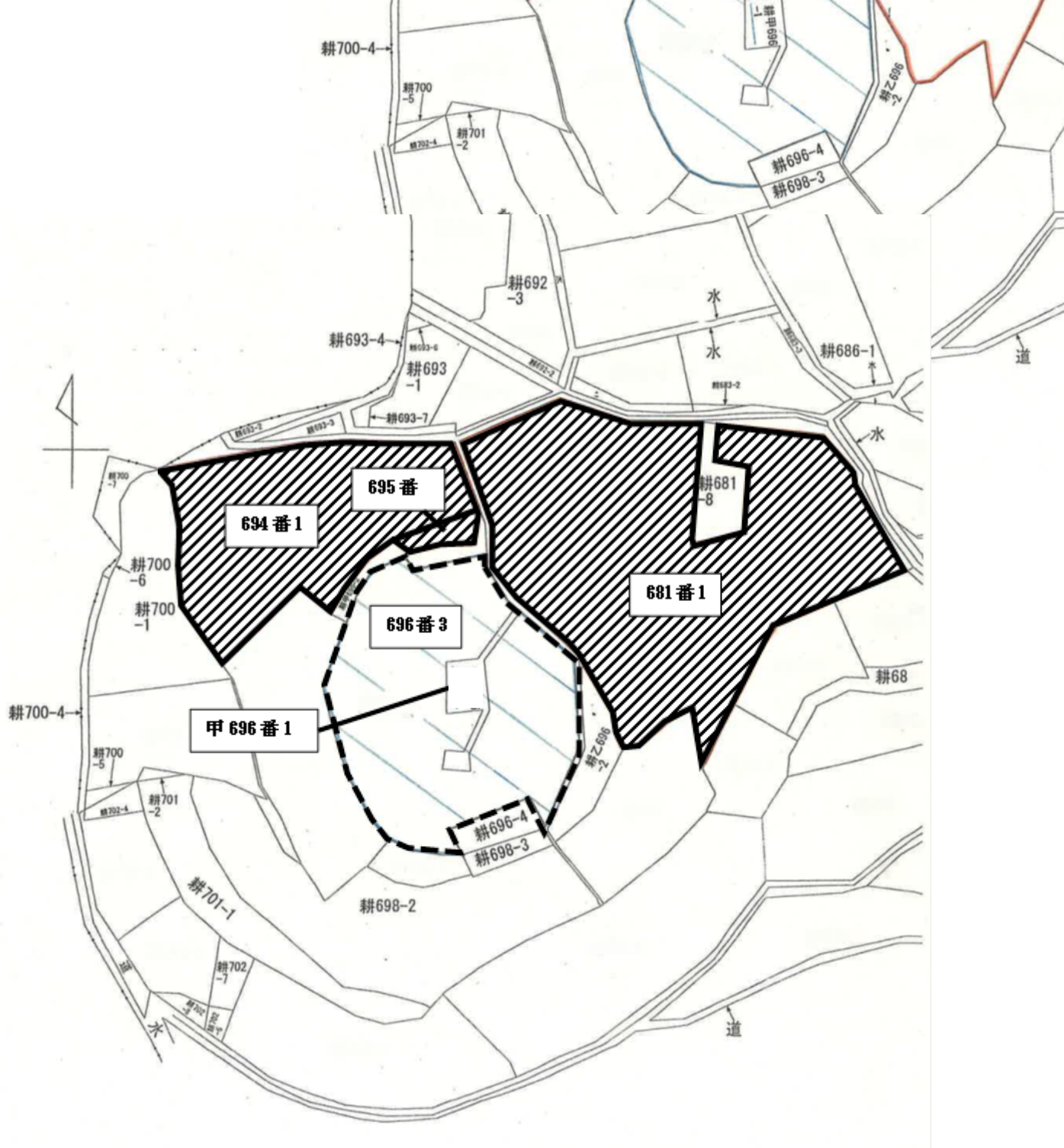
今後とも、本古墳の文化財としての価値を適切に保存・継承していくためには、対象地を従来の指定範囲と一体のものとして指定する必要があると考えられる。



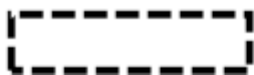
広島県史跡松本古墳 位置図



広島県史跡松本古墳 近景



今回指定対象範囲



昭和24年指定範囲

広島県史跡松本古墳 指定対象範囲図

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和元年10月11日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国 宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要 文化財	建造物	56	重要 文化財	建造物	45	101
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	93 (+1)	137 (+1)
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	200		小計	317 (+1)	517 (+1)
重要無形文化財		0	無形文化財		3	3
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記 念 物	特別史跡・特別名勝	1	記 念 物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116	131
				名勝天然記念物	1	1
	小計	51		小計	248	299
重要伝統的建造物群		3				3
合計		291	合計		640 (+1)	931 (+1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						1
登録文化財		登録有形文化財				251
		登録記念物				3

※1 網かけ部分が今回付議する文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回指定することとした場合のものである。()は変更件数。

※3 広島県史跡の指定範囲の追加に伴う指定件数の変更はない。

※4 本年7月19日答申の登録有形文化財3件(未告示)は含まない。